

「カナダの年金制度等に関する調査研究報告書」公表

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構
(<https://www.nensoken.or.jp/>)

年金に関する専門研究機関である公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構（東京都港区、理事長 高山憲之）は、「カナダの年金制度等に関する調査研究報告書」を公表しました。

<要旨>

カナダの公的年金制度は、連邦政府の一般財源によって賄われる税方式の普遍的な基礎年金である老齢所得保障（OAS）と、社会保険料方式で強制加入の所得比例型年金であるカナダ年金制度（CPP）及びケベック年金制度（QPP）とで構成されている。

OASは高齢期の最低生活保障を図るもので、CPP/QPPは高齢期の生活水準維持の「一部」を担うものと位置付けられており、カナダでは「公的年金は退職後の経済的なニーズをすべて賄うためのものではない」とされている。このため私的年金等の重要性は高いが、民間セクターにおける職域年金のカバー率は低く、税制優遇の貯蓄制度も退職後所得における重要な役割を担っている。

カナダでは年金規制や税法上の取り扱いから、DC年金等の資金が一時金として取得される割合は低く、退職後多くの資金は生涯インカム・ファンド（LIF）や登録退職インカム・ファンド（RRIF）といった、資産運用を継続しながら資金を退職収入として分割して引き出していく「デキュムレーション」型のファンドへと移管されることが多い。LIFやRRIF等には年齢により変化する毎年の最低引き出し率が定められており、LIFには毎年の最大引き出し率も定められている。

また、最近の法改正によりDC年金等からの取り崩し手法として、変額支払終身年金（VPLA）と、高齢期繰延型終身年金（ALDA）が認められている。

※報告書は当機構 HP(<https://www.nensoken.or.jp/publication/research/>)より無料で閲覧頂けます。

【お問い合わせ】 〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル4階
公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構
(担当) 研究部 主任研究員 樺山和也
(電話) 03-5793-9412 (E-Mail) k-kabayama@nensoken.or.jp

《目次》

はじめに.....	1
第1章 カナダの退職所得制度等の概要.....	2
1 概要.....	2
2 カナダの年金制度の特徴.....	5
3 高齢者の状況.....	7
4 カナダの職域年金と貯蓄制度.....	12
5 退職準備資産の取り崩し（デキュムレーション）.....	18
6 Maple 8 の資産運用.....	23
7 グローバル年金透明性ベンチマーク.....	26
第2章 カナダの公的年金制度.....	28
1 概要.....	28
2 OAS/GIS.....	29
3 CPP/QPP.....	36
第3章 職域年金・退職貯蓄.....	49
1 概要.....	49
2 高齢者の収入源泉.....	51
3 高齢者の金融資産.....	54
4 職域年金のカバー率.....	59
5 職域年金.....	73
6 RRSP と TFSA.....	81
第4章 デキュムレーション（資産取り崩し）.....	85
1 概要.....	85
2 DC 年金における退職時オプション.....	86
3 登録退職貯蓄制度（RRSP）からの資金引き出し.....	94
4 変額支払終身年金（VPLA）.....	95
5 大手 DC 年金の取り崩しオプション例.....	101
第5章 Maple 8 の資産運用.....	105
1 Maple 8.....	105
2 カナダ・モデル.....	107
3 レバレッジの活用と債券発行.....	108
4 カナダ年金制度投資委員会（CPPIB）の資産運用.....	113
参考文献.....	119

以 上